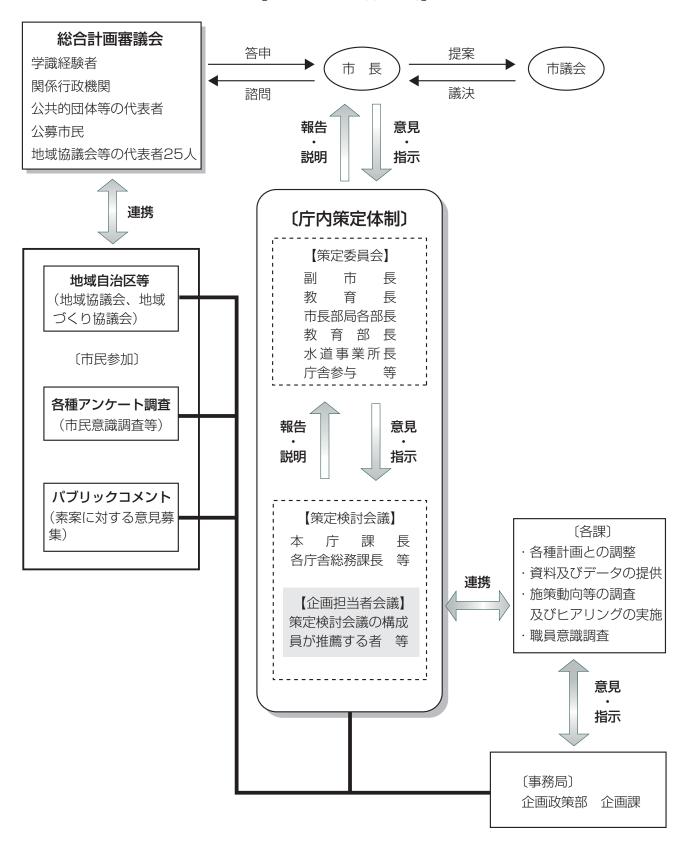
白河市第一次総合計画 附属資料

1. 白河市第1次総合計画策定の取組み経過

【計画策定の体系図】



(1)総合計画審議会における審議経過

開催期日	回 数	主な内容	
平成18年7月11日	第1回 総合計画審議会	・委員の委嘱・会長、副会長の選任・計画策定の諮問・審議会運営・計画策定概要等の説明	
平成18年10月18日	第2回 総合計画審議会	・市民意識調査の結果(速報版)・基本構想骨子案・白河市の財政状況の共通認識・子どもアンケート調査の実施	
平成18年11月28日	第3回 総合計画審議会	・総合計画の全体構成 ・基本構想修正骨子案 ・将来人口推計 ・市民意識調査の集計・分析	
平成19年2月5日	第4回 総合計画審議会	・基本構想素案・子どもアンケート調査の結果・今後の進め方	
	第5回 総合計画審議会	・基本構想修正素案 ・基本計画骨子案	
平成19年4月12日	第1回 専門部会	・専門部会の設置 ・部会長及び副部会長の選出 ・審議内容及びスケジュールの説明	
平成19年10月15日	第6回 総合計画審議会	・これまでの経過と今後の進め方 ・基本構想の中間案 ・基本計画修正骨子案	
	第2回 専門部会	・今後の進め方等	
平成19年11月5日 平成19年11月7日	第3回 専門部会	・基本計画素案 各専門部会の担当分野の審議(施策成果指標、主な 事務事業を除く)	
平成19年12月14日 平成19年12月18日 平成19年12月19日	第4回 専門部会	・基本計画修正素案 第3回会議を踏まえた審議(意見・提言シートを含む)	
平成20年2月1日	第5回 専門部会	・基本計画案各専門部会の担当分野の総括審議	
	第7回 総合計画審議会	・各専門部会長から担当分野の審議結果の報告・第1次総合計画【基本構想、基本計画】(案)の総括(最終審議)・第1次総合計画【基本構想、基本計画】の答申(案)	
平成20年2月6日	第 1 次総合計画(基本構想・基本計画)の答申	・会長等による市長への答申書の提出	

(2) 地域協議会等の開催

開催期日等	主な内容
平成18年3月27日 表郷地域協議会 平成18年3月29日 地域づくり協議会 平成18年3月30日 大信地域協議会、東地域協議会	· 新市建設計画概要 · 総合計画策定趣旨
平成18年10月12日 表郷地域協議会 平成18年10月13日 東地域協議会 平成18年10月17日 大信地域協議会 平成18年10月23日 地域づくり協議会	・総合計画の全体構成 ・基本構想素骨子案 ・市民意識調査の結果
平成19年1月30日 大信地域協議会 平成19年1月31日 表郷地域協議会 平成19年2月1日 東地域協議会 平成19年2月2日 地域づくり協議会	・基本構想素案・子どもアンケート調査の結果
平成19年11月12日 地域づくり協議会 平成19年11月13日 表郷地域協議会 平成19年11月14日 東地域協議会 平成19年11月15日 大信地域協議会	・基本構想の中間案 ・基本計画素案

(3) 市民意識調査等の実施

■市民意識調査の概要

●調査方法:行政連絡員などによる調査票の配布、郵送による回収

●対象者:市内に居住する満20歳以上の市民3,020人

● 抽出方法:住民基本台帳による地域別などを考慮した無作為抽出

●回答結果:有効回答者数 1,291人●回答結果:有効回答率 42.7%

■子どもアンケート調査の概要

●調査方法:調査票の配布及び回収は、学校を通じて実施

◆対象者:15小学校 6年生 361人◆対象者:8中学校 3年生 206人◆対象者:3高校 2・3年生 128人

●抽出方法:市内に所在する全ての小学校・中学校・高校から1クラスを学校ごとに任意抽出

■経過

平成18年8月14日 市民意識調査票の配布開始

平成18年9月4日 市民意識調査票の回収期限

平成18年10月24日 子どもアンケート調査票の配布開始 平成18年11月10日 子どもアンケート調査票の回収期限

※11月1日 広報白河 計画策定の取組み状況をお知らせ

平成19年1月30日 調査結果の取りまとめ(報告書)

平成19年2月1日 広報白河・ホームページ 調査結果概要の報告

(4) パブリックコメントの実施

■件名

「白河市第1次総合計画・基本構想(中間案)」に対する意見等の募集について

■意見募集期間

平成19年11月28日(水)~平成19年12月27日(木) 30日間

■周知方法

広報白河(12月1日)・ホームページでの広報 チラシ等の掲示(市役所3階企画課及び各庁舎総務課)

■提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール

■意見提出者数

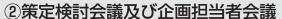
5名(提出方法: 持参(2名)、FAX(2名)、電子メール(1名))

■意見件数

26件

(5) 庁内策定組織における検討経過等

①策定	①策定委員会				
回数	開催期日	主な内容			
第1回	平成18年7月3日	· 計画策定概要 · 市民意識調査の実施			
第2回	平成18年10月10日	・時代潮流及び市の現状と課題の整理 ・市民意識調査の結果(速報版) ・基本構想骨子案 ・子どもアンケート調査の実施			
第3回	平成18年11月20日	総合計画の全体構成基本構想修正骨子案将来人口推計市民意識調査の集計・分析			
第4回	平成19年 1 月22日	・基本構想素案・子どもアンケート調査の結果・今後の進め方			
第5回	平成19年3月27日	· 基本構想修正素案 · 基本計画骨子案			
第6回	平成19年10月 4 日	・これまでの経過と今後の進め方 ・基本構想の中間案 ・基本計画修正骨子案			
第7回	平成19年10月29日	·基本計画素案			
第8回	平成19年11月29日	·基本計画修正素案			
第9回	平成20年 1 月24日	・第1次総合計画【基本構想、基本計画】(案)の総括			



じ水に次的五磁及し止凹に当日五磁	
開催期日等	主な内容
平成18年7月12日 第1回策定検討会議、 平成18年7月12日 第1回企画担当者会議	・計画策定概要・市民意識調査の実施及び調査票の検討
平成18年9月26日 第2回企画担当者会議 平成18年10月4日 第2回策定検討会議	・時代潮流及び市の現状と課題の整理・市民意識調査の結果(速報版)・基本構想骨子案・子どもアンケート調査の実施
平成18年11月10日 第3回策定検討会議、 平成18年11月10日 第3回企画担当者会議	総合計画の全体構成基本構想修正骨子案将来人口推計市民意識調査の集計・分析
平成18年11月1日、12月15日·28日 第1~3回土地利用関係企画担当者会議	・土地利用の課題と方向性・都市構造及び土地利用構想素案
平成19年 1 月10日 第 4 回企画担当者会議、 平成19年 1 月18日 第 4 回策定検討会議	・基本構想素案 ・子どもアンケート調査の結果 ・今後の進め方
平成19年2月16日 第5回企画担当者会議 平成19年2月19日 第5回策定検討会議	・基本構想修正素案・基本計画骨子案・施策動向調査の実施
平成19年5月8日 第6回企画担当者会議	・基本計画修正骨子案 ・ワーキング部会の設置
平成19年5月9日~6月11日 8分野ごとに企画担当者会議・部会ワーキング、策定検討 会議・文書等での検討依頼	・施策に関する現状と課題 ・施策に関する取組みの方向性 ・施策成果指標の設定
平成19年9月20日 第7回企画担当者会議 平成19年9月27日 第6回策定検討会議	・これまでの経過と今後の進め方 ・基本構想の中間案 ・基本計画修正骨子案
平成19年9月28日〜11月29日 8分野ごとに企画担当者会議・部会ワーキング、策定検討 会議・文書等での検討依頼	· 基本計画素案 · 基本計画修正素案
平成20年 1 月 8 日 第 8 回企画担当者会議 平成20年 1 月10日 第 7 回策定検討会議	・第1次総合計画【基本構想、基本計画】(案) の総括

③職員意識調査の実施

■調査方法:調査票の配布及び回収は、所属課所を通じて実施

■対象者:特別職等を除く全職員 620名(平成18年10月1日現在)

■調査期間:平成18年10月20日~平成18年11月2日(14日間)

■回答結果:回答者数 581人

回答率 93.7%

2. 白河市総合計画審議会からの答申

平成20年2月6日

白河市長 鈴木和夫 様

白河市総合計画審議会 会 長 功 刀 俊 洋

白河市第1次総合計画の策定について(答申)

白河市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、平成18年7月11日付け18企第35号で諮問のありました基本構想及び基本計画について、当審議会で慎重に調査審議しました結果、別冊のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の推進に当たっては、当審議会の審議過程を十分に尊重するとともに、下記の事項に留意されるよう要望いたします。

記

- 1 地域特性を活かしたまちづくりと新市のさらなる一体化 冬地域が持つ多様な地域資源。これまで築してきた伝統や文化を呼
 - 各地域が持つ多様な地域資源、これまで築いてきた伝統や文化を尊重し、地域特性を十分に活か したまちづくりに努めるとともに、市民相互の交流を促進し、新市のさらなる一体化を図られたい。
- 2 徹底した行財政改革の推進による本計画の具現化への取組み

本格的な人口減少や少子高齢化社会の到来、地方分権社会の進展など、歴史的な転換期に直面している中、徹底した行財政改革を進めつつ、本計画の具現化に向け、行政が一体となって最大限努力し、将来都市像である「人 文化 自然 ともに育む のびゆく白河」の実現を図られたい。

3 市民との協働による一層の推進

計画の目標を達成するためには、行政だけではなく市民が果たすべき役割も重要であるため、本計画の趣旨や内容を分かりやすく周知するとともに、その実施にあたっては市民の視点を重視しつつ理解と協力を求め、市民活動をサポートし、積極的な市民との協働の推進に努められたい。

4 施策成果指標のさらなる研究と検討

今回、新たな試みとして、施策ごとに指標を設定したが、施策の目標と連動するような指標の内容やその目標値の設定について、今後さらに研究・検討に努められたい。

3. 白河市総合計画審議会条例

平成18年3月29日 条例第1号

(設置)

第1条 市の総合的かつ計画的な行政の運営に資するため、白河市総合計画審議会(以下「審議会」 という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議する。 (組織)

- 第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係行政機関及び公共的団体等の代表者
 - (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る事務が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (部会)
- 第7条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

4.総合計画審議会委員名簿

役職名	氏 名	所属団体等	専門部会
会 長	功 力 俊 洋	福島大学教授(行政政策学類長)	第3部会
副会長	カ ち いげ ぞう 和 知 繁 蔵	白河商工会議所 会頭	第2部会
委 員	ウ 井 寅之助	福島県環境カウンセラー	◎第2部会
委 員	ラថ い そう きち 薄 井 惣 吉	白河地域づくり協議会代表	○第3部会
委 員	th は	公募	第2部会
委 員	が野利廣	福島県建設業協会白河支部を支部長	○第2部会
委 員	が ぎり stu もと 片 桐 芳 元	公募	第1部会
委員	でう けん いち 郷 健 一	公募	第2部会
委 員	tu ki te	元白河市総務部長	◎第3部会
委 員	g kg in lus 佐藤英一	社団法人福島県建築士会白河支部(1級建築士)	第2部会
委 員	tebo 佐藤 保	白河青年会議所 直前理事	第1部会
委員	gぎ やま かず み 杉 山 和 巳	白河市手をつなぐ親の会 顧問	第1部会
委 員	鈴木克彦	表郷地域協議会代表	第3部会
委 員	鈴木邦彦	公募	第3部会
委 員	gg き たばく 鈴 木 助	白河地区連合 副議長	第2部会
委 員	te 関 元 行	白河医師会 会長	○第1部会
委 員	が が ず ま	公募	第3部会
委 員	tl tek りょう じ 橋 本良示	大信地域協議会代表	第3部会
委 員	深澤敏美	白河市認定農業者協議会連合会 副会長	第2部会
委 員	藤田敦子	社会福祉協議会ボランティアコーディネーター	第3部会
委員	がた た て いち 藤 田 小 一	東地域協議会代表	第3部会
委 員	がり まさ ひろ 古 川 雅 裕	公募	第1部会
委 員	北 條 睦 子	白河市教育委員会 教育委員	第1部会
委 員	またら め ひで ap 班 目 秀 雄	白河体育協会 副会長	◎第1部会
委 員	やま ざき たえ こ 山 崎 妙 子	白河市私立幼稚園協議会(カトリック幼稚園長)	第1部会

「◎」部会長、「○」副部会長

[※]敬称略、委員順不同、所属団体等は委嘱時による

[※]第1部会は「教育・生涯学習」、「健康・福祉・医療」の分野を審議

[※]第2部会は「都市基盤」、「自然環境」、「産業・雇用」の分野を審議

[※]第3部会は「安全・安心」、「協働」、「行財政」の分野を審議



アイウエオ順

----- あ 行 -----

●一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業等での就労

●エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画を策定し、県知事が認定した農業者

●汚泥(おでい)

汚水処理場での排水の浄化では、微生物が中心的な役割を担っており、排水の中の有機物については微生物が分解。微生物やその死骸が沈殿したものが汚泥

---- か 行 -----

●合併特例債

合併市町村が、まちづくり推進のため新市建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10か年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債

●基礎的財政収支(プライマリーバランス)

国債など借り入れを除く歳入から、元利払い 費を除いた歳出を差し引いた収支

●行政改革実施計画(集中改革プラン)

行政改革大綱に示した内容を実現するために 策定する具体的な取組みを示した計画で、実施 時期及び財政効果についてできるだけ数値化さ せたもの

●行政改革大綱

行財政全般に関する改革理念と目標を体系化した基本指針で、平成19年3月に策定。①簡素で効率的な組織機構の構築、②職員の意識改革と人材育成、③定員管理・給与の適正化、④事務事業の整理合理化、⑤市民との連携・協働、⑥電子自治体の推進と市民サービスの高度化、⑦経費の節減合理化等財政の健全化の7つの重点事項で構成

●景観行政団体

景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域に当たっては、それらの市町村が景観行政団体となる。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができ、景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。

●景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成 を促進するため、景観の形成に関する国民共通 の理念、国等の責務、行為規制や支援の仕組み 等を定めた景観についての総合的な法律

●経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等の義務的な性格の 強い経常経費に、市税や地方交付税などの経常 的に収入される一般財源がどの程度充当された かを示すもので、財政構造の弾力性を示す指標

●下水道の種類

公共下水道は、下水道法で規定されていて市 街地を中心に行う、国土交通省所管の事業。農 業集落排水施設は農林水産省所管の農村総合整 備事業の中の一つで、農業集落が中心。合併処 理浄化槽は公共下水道や農業集落排水施設等の 区域以外のところの排水を処理する環境省所管 の事業

●後期高齢者医療制度

平成20年度から開始される75歳以上の「後期 高齢者」が加入する医療制度

---- さ 行 -----

●三位一体の改革

国庫補助負担金の削減及び地方交付税の見直 し、国から地方への税源移譲を含む税源配分の 見直しを一体的に推進するもの

● 3 ない運動

有害図書類の自販機等の「置かせない、買わない、買わせない」を推進する社会環境浄化運動

附属資料●

●COD (化学的酸素要求量)

水中の有機物を酸化剤で酸化するために消費 される酸素量で、湖沼、海域に関する水質汚濁 指標として用いられる。値が大きいほど水中の 有機物が多く、汚濁の程度も大きい。

●自主防災組織

町内会や企業などが主体となって防災活動の ために結成される組織で、平時の「防災に関す る啓発」や「防災訓練」、発災時の「初期消火」 や「救助」などの活動を自発的に行う組織

●史跡名勝南湖公園第2次保存管理計画

昭和57年に策定された「史跡名勝南湖公園保存管理計画」より25年が経過し、南湖公園を取り巻く状況に様々な変化が起きていることから、南湖公園の環境等を適切に保存管理するために第2次保存管理計画を策定

●自然環境保全地域

自然環境を保全することが特に必要な地域と して環境大臣または県知事により指定される地域のこと

●実質公債費比率

毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(交付税が措置されるものを除く。)に充当されたものの占める割合

●指定管理者制度

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を、株式会社をはじめとした民間法人・NPO法人に包括的に代行させることができる制度

●市民活動団体

市内を拠点として、公益的な活動をしている 団体・グループ、NPO法人

●小規模多機能型居宅介護事業所

小規模な住居型の施設で、通いを中心としな がら訪問・短期間の宿泊などを組み合わせて食 事・入浴などの介護や支援が受けられる。

●商業まちづくりの推進に関する条例

複数の市町村に影響を与える大型店(店舗面積6,000㎡以上)の立地調整など、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの推進に必要な事項を定めた県の条例

●情報セキュリティポリシー

組織内の情報に関する安全を確保するための 方針、体制、対策等

●食育

自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身につける学習等の取組み。また、食文化や郷土を知る機会ともなる。

●就労 (移行) 支援

障害者自立支援法のサービスメニューの1つで、一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)が見込まれる65歳未満の方に、企業における作業や実習、就労後の職場定着のための支援等を行う。

●しらかわ運動

市民が共に支え合い、明るく元気な未来に向けたまちづくりを目指し、家庭・地域、学校、職場等で取り組んでいく運動

※しらかわ運動の標語

「し:しっかりと大きな声であいさつを」 「ら:ランドセルの笑顔見守る地域の目」 「か:簡単なことから始めようボランティア」 「わ:わがまちを誇りに思えるまちづくり」

●白河市地域防災計画

本市の災害対策の基本となるもので、災害に 対する「基本方針」や平時の「予防計画」、発 災時の「応急対策」、「復旧」などについて定め た計画

●白河市都市景観条例

都市景観形成基本計画の策定、都市景観形成 地区の指定、都市景観協定の締結、大規模行為 の届出など、自然や歴史と調和した優れた都市 景観の形成に必要な事項を定めた条例

●白河市の国民の保護に関する計画

国民保護法に基づき、市民の「避難」と「救援」、「武力攻撃災害への対処」の3つの措置を柱として、武力攻撃事態等の発生に対する「基本方針」や平時の「備えや予防」、発災時の「対処」、「復旧」などについて定めた計画

●水道ビジョン

厚生労働省で策定し、今後の水道に関する重 点的な政策課題と、具体的な施策や方策、工程 等を示したもの

●スポーツ振興基金

幅広く市民の間にスポーツを定着させるとともに、競技団体やスポーツ少年団の強化・育成スポーツ団体の育成等を目的として、昭和57年に創設された基金

●スマートインターチェンジ

ETC(自動料金収受システム)専用インターチェンジ。ETCを活用することによって管理コストの節減などコンパクトな料金所構造が可能となる。

●総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで様々な人々が参加でき、地域住民が主体的に運営する総合的なスポーツクラブのことで、スポーツ振興のほかにも、世代間の交流、高齢者や障がい者の社会参加、人々の健康・体力の維持・向上などにも大きな役割を果たすもの

--- た 行 -----

●耐震診断

昭和56年以前に設計された建物について、現行の耐震基準と同等以上の耐震性を確保されているかの判定を行うもの

●チームー6%

京都議定書にて、日本は、2008年から2012年の間に温室効果ガス排出量を、1990年対比で6%削減することが義務づけられた。これを実現するため、国の地球温暖化対策推進本部が展開している国民的プロジェクト

●地域支援事業

要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業

●地域自立支援協議会

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして導入された仕組みで、市が単独または共同で設置するものと都道府県が設置するものがある。地域自立支援協議会は、相談支援事業の中立・公平性の確保や、相談支援事業をはじめとする障がい者支援システムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置されるもの

●地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が連携し、市や介護サービス事業者、医療機関などと協力しながら高齢者の虐待防止、権利擁護などを含む総合相談・支援を行う機関

●地区計画

それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市 環境の形成を図るために必要な事柄を市町村が 定める「地区レベルの都市計画」。地区計画は、 地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」 と生活道路の配置、建築物の建て方のルールな どを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、市民・関係者などの意見を反映して、街並 みなどその地区独自のまちづくりのルールを、 きめ細かく定めるもの

●適正処理困難廃棄物

一般廃棄物のうち、パソコンやテレビなど、 市町村の廃棄物処理場では適正に処分すること が困難な廃棄物で、環境大臣が指定するもの

●電子市役所(自治体)

高度に電子化された市民サービス・業務システムを、インターネット等を利用したオンラインで市民に提供できる自治体

●特定健康診査・特定保健指導

平成20年度からの医療保険者によるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の概念を導入した健康診査・保健指導(対象年齢40歳から74歳まで)

●特別支援学校

障がいの程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。

----- な 行 -●二地域居住

都市住民が生活基盤を都会に置きながら、ある程度一定期間、農山村などの地域で暮らす生活様式

●認知症対応型通所介護事業所

認知症の高齢者が食事・入浴などの介護や支援・機能訓練を日帰りで受けられる。

●認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営

附属資料●

の規模拡大や合理化等を目指した農業経営の改善計画を策定し、農業の担い手として市が認定 した農業者

●農地の流動化

農地を貸借したり売買したりすること。

----- は 行 -----

●バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源です。下水汚泥のほか、家畜はいせつ物や生ごみ、木くず、もみがら等

●パブリックコメント制度

重要な政策案や市民の権利義務に関する条例 の制定・改廃について、企画立案の過程で情報 を公開し、幅広い意見を聴く制度

●バリアフリー

高齢者や障がい者の日常生活の妨げとなる障害(バリア)がなく、また、なくすことに配慮した環境

●BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素量で、河川に関する水質指標として用いられる。値が大きいほど水中の有機物が多く、汚濁の程度も大きい。

● 「PDCA」サイクル

Plan (計画)、Do (実施)、Check (評価、検証)、Action (改善、見直し)の頭文字を取ったもので、継続的な改善活動の仕組み

●ファミリーサポートセンター

子育ての援助をしてほしい方(依頼会員)、 援助をしたい方(協力会員)、両方を兼ねる会 員からなる組織で子どもの一時預かり等の子育 て支援を援助する機関

● F I T構想

首都東京に近接し、新しい時代にふさわしい、 人々をひきつけてやまない地域づくりに向けた ポテンシャルを豊富に有する福島(F)・茨城(I) ・栃木(T)の3県の県際地域が、これまで培ってきた交流・連携をもとに広域交流圏として のさらなる発展を目指すもの

●附属機関等

法律または条例に基づき市が設置する審議会 や委員会、または懇談会

●ふるさと文化振興基金助成事業

市民の文化意識の高揚と文化的環境の整備充 実等、本市の文化振興を図る目的で設置された ふるさと文化振興基金を運用し、団体及び個人 の文化活動を支援する事業

●ブロードバンド

音声や画像、動画などのような大容量データをやりとりできる通信回線、ADSLやBフレッツなど

●放課後子ども教室

放課後にすべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを推進する事業

●放課後児童クラブ

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

----- ま 行 -----

●まちづくり三法

都市計画法、中心市街地の活性化に関する法律、大規模小売店舗立地法の総称

●緑の基本計画

都市緑地保全法の第2条の2に規定されており、市が緑地の適正な保全・整備や緑化の推進等について、様々な取組みを計画的に進めていくために定める計画

ヘルパーによる夜間の定期巡回や緊急時に対応できるように24時間体制での随時訪問を行う。

---- ら 行 ----

●ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年 期・壮年期・老年期などの段階

----- わ 行 -----

●ワーク・ライフ・バランス

男女がともに仕事と家庭生活の両立ができ、 家庭や地域、職場において充実した生き方がで きること。

人 文化 自然 ともに育む のびゆく白河

白河市第一次総合計画

平成20 (2008) 年度 ~ 平成29 (2017) 年度

発 行 白河市

〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1 TEL 0248-22-1111

FAX 0248-27-2577